

復職・復学に関する申立書

☑ いずれか該当する項目にチェックしてください。

1 申込み時点で、産前産後休業・育児休業・その他本人の意思による休暇等を取得している人、
または入園月までに取得する予定のある人

保育所などに入園後、育児休業等の休業・休暇期間または休学期間を終了（短縮）し、
入園月末日までに復職・復学します。貴区指定の復職証明書を、復職した月の**翌月20日までに**
提出します。
※入園が内定した場合、保育所等に未入所のきょうだいがいても、復職する必要があります。

☐

2 入園月が、生まれてくる子の出産予定月の前2か月から後2か月の5か月間にあたる人
※①または②いずれかを選択してください。①を選択した場合は基本指数『就労』、②を選択した場合は
基本指数『出産（8pt）』を適用します。
★生まれてくる子の母子手帳の写し（表紙、分娩予定日記載のページ）を提出してください。

①産後休暇後、直ちに復職します。貴区指定の復職証明書を、復職した月の**翌月20日までに**提出します。

☐

②復職せず、生まれてくる子の育児休業を取得します。
（生まれてくる子の出産予定月の2か月経過後、内定が出ない場合は申請が取下げになります。）
※この指数で上の子（申込児）が内定した場合は、生まれてくる子の育児休業を取得しても在園するこ
とができます。

☐

◆ 復職に関する確認事項

※**復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。**転職は復職に含みません。
勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。

★ 以下の場合は退園（内定取消し）になります。

・入園した月に就労実績がない場合（有給休暇は就労実績になりません。）
・復職後の就労日数・時間が申込時と比較して大幅に下回っている場合
※復職後、育児のための短時間勤務制度を取得する場合は、規定時間以上の就労であれば退園（内定取消し）にはな
りません。詳しくは入園案内の11ページをご覧ください。
◎大幅に下回っている場合とは、
正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした人が週4日で復職した）場合や、
正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした人が1日7時間勤務で復職した）場合などです。
ただし、育児のための短時間勤務制度を取得する場合は、週4日・1日8時間以上または
週5日・1日6時間以上のいずれかの就労であれば退園（内定取消し）にはなりません。

渋谷区長 殿

私は保育所等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

なお、期日までに復職・復学証明書を提出できなかった場合は、退園することに異議はありません。

年 月 日

※休業取得中の保護者それぞれについて1枚ずつご提出ください。

休業取得中 (予定含む) 保護者署名		(代筆の場合、代筆者の氏名・左項からみた続柄)
勤務先または 在籍校		(氏名 続柄)
申込児童氏名①	生年月日	年 月 日
申込児童氏名②	生年月日	年 月 日

就労証明書で「保育士等としての勤務実態有り」となっている人は、こちらの申立書をご記入ください。

フリガナ
申込児童氏名： (年 月 日生)